

洲本市議会基本条例

平成21年12月17日 議決
制定

平成22年 3月19日 施行

平成31年 3月 1日 議決
改正

平成31年 3月 1日 施行

洲本市議会

洲本市議会基本条例（平成21年洲本市条例第41号）

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
 - 第2章 議会機能の強化（第5条－第10条）
 - 第3章 議会と市長等との関係（第11条・第12条）
 - 第4章 市民と議会との関係（第13条－第15条）
 - 第5章 政務活動費（第16条）
 - 第6章 議会事務局及び議会図書の体制整備（第17条・第18条）
 - 第7章 条例の位置付け及び継続的な検討（第19条・第20条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治における二元代表制の下、合議制の機関である洲本市議会（以下「議会」という。）の果たすべき役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則並びに議会機能の強化等に関する基本的事項を定めることにより、市民の負託に応え、市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

【解説】

議会として、二元代表制の下で担うべき役割を果たすために必要な基本的事項を明文化することにより、市民福祉の向上と市政の発展に寄与することを目的として定めています。

また、議会は、合議制の機関であることから、議会として決定した意思（議案に対する可否決、同意不同意、議会の意思決定としての決議等）をもって首長の権限と対峙できることを規定しています。

* 国政においては国会が首相を指名する「議員内閣制」となっていますが、地方公共団体は首長と議会議員がそれぞれ住民に選挙される「二元代表制」をとっています。二元代表制の下では執行権は首長に存し、議会は行政執行が適正に行われているか監視することが最も重要な機能であるとされています。

(議会の活動原則)

第2条 議会は、市民を代表する公選の議員をもって構成される市政の意思決定機関であることを常に自覚し、公平、公正かつ民主的な市民に開かれた議会活動に努める。

2 議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるための運営に努める。

【解説】

- 1 議会が、住民によって直接選挙された議員で構成する議事機関、すなわち市政の意思を決定する機関であり、市政運営の監視機能を十分発揮し、市民に開かれた議会を目指して活動を行うことを常に自覚すべきであることを規定しています。
- 2 議会が市民の多様な意見や意識を把握して市政に反映させるために努めることを規定しています。

(災害時の議会対応)

第3条 議会は、災害時においても、議会機能を的確に維持しなければならない。

2 災害時の議会の行動基準等に関しては、洲本市議会業務継続計画（議会が災害時においても議会としての権能を果たすために必要な事項を定めた計画をいう。）で定める。

(平成31年洲本市条例第1号本条追加)

【解説】

- 1 議会は、東日本大震災から学んだ教訓により、大規模災害などの非常事態においても、二元代表制としての議決機関、住民代表機関として、迅速で正確な意思決定と多様な市民ニーズに対応できる機能を維持すべきであることを規定しています。
- 2 災害時の組織体制や議会の行動基準等については、洲本市議会業務継続計画（議会BCP）で定めます。

※BCP=Business Continuity Plan の略称

(議員の活動原則)

第4条 議員は、合議制の機関である議会を構成する一員として、一部の地域又は団体の課題のみならず、市政の課題全般について、自らの良心と責任をもって市民の負託に応えるよう活動する。

2 議員は、議会が言論の府であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじなければならない。

3 議員は、自己の資質を高める不断の研鑽を行い、市民の代表にふさわしい活動を行わなければならない。

(平成31年洲本市条例第1号により1条繰下げ)

【解説】

1 議員は、議会を構成する一員であり、地域や団体等の個別的な課題に取り組むことだけでなく、公選で選ばれた市民の代表者であることを認識し、その活動が、市政全般の課題に取り組むことにより市民の負託に応えるべきであることを規定しています。

なお、議員個人が関与する事業、運動あるいは団体等に利益を図るような活動は厳に慎むべきものであることは当然です。(洲本市議会議員政治倫理条例(平成18年洲本市条例第260号)第3条参照)

2 議員は、議会が、「言論の府」であることを十分認識し、その役割を果たすために議員間の自由な討議を重視することを規定しています。

3 議員が、自己研鑽や調査研究等を積極的に行うことにより、政策水準の向上を図り、市民の代表としてふさわしい活動を行わなければならないことを規定しています。

第2章 議会機能の強化

(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うに当たり、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する会派を結成することができる。

2 会派は、その結成理念に基づき、政策決定、政策立案等に際し、所属議員間の討議を通じた合意形成に努める。

(平成31年洲本市条例第1号により1条繰下げ)

【解説】

1 議員が、充実した議会活動ができるように同一した理念を共有する議員と政策集団として会派を結成することができることを規定しています。

2 会派が、その結成理念に基づき、その会派内で政策等について十分な議論を尽くして合意形成に努めることを規定しています。

* 会派は政策研究などを行うとともに、議会運営委員を選出する単位集団と位置付けられている他、政務活動費は会派に対して交付されることが、洲本市議会政務活動費の交付に関する条例（平成18年洲本市条例第8号）で定められています。

(常任委員会の活動)

第6条 常任委員会は、その所管に属する事務調査、議案、請願等の審査の充実を図り、その機能を十分発揮しなければならない。

2 常任委員会は、閉会中も所管事務調査を積極的に行うことにより行政監視を行うとともに、政策の立案、政策の提言その他の能動的な活動をするよう努めるものとする。

(平成31年洲本市条例第1号により1条繰下げ)

【解説】

1 各常任委員会が、その専門性を活かした適切かつ迅速な対応を行うことで、より詳細な議論を尽くすために積極的な委員会運営を図り、機動性を高めていくことを規定しています。

- 2 常任委員会が、議会閉会中に付託された議案を審査するだけでなく、閉会中もあらかじめ届け出た所管事務調査を活用することにより、行政執行が適正に執行されているかチェックを行い、市政の課題等の解決に向けた活動を行うことを規定しています。

(議会運営委員会の活動)

第7条 議会運営委員会は、議会の運営、会議規則、委員会に関する条例等を決定する機関であり、議会運営のあり方について不断の見直しを行わなければならない。

- 2 議会運営委員会は、その所管に属する事項については、常任委員会の活動に準じるものとする。

(平成31年洲本市条例第1号により1条繰下げ)

【解説】

- 1 議会運営委員会が、議会運営に関する事項について、決定することを規定しています。
また、議会運営委員会は、円滑な議会運営を図るとともに、常に洲本市議会の運営のあり方について見直しを行わなければならないことを規定しています。
- 2 議会運営委員会が、議会運営のあり方等について閉会中の所管事務調査を通じて常に見直し等を行うことを規定しています。

(特別委員会の活動)

第8条 特別委員会の活動は、常任委員会の活動に準じるものとする。

(平成31年洲本市条例第1号により1条繰下げ)

【解説】

特別委員会が、常設の委員会ではなく、特定の事件を審査、調査、研究するために、必要に応じて本会議で議決されて設置される委員会であり、予算や決算の議案を審査し、議会としての議論や検討をするために、また市議会だよりを発行する際に、調査、研究するために活動することを規定しています。

(洲本市議会委員会条例 (平成18年洲本市条例第239号) 第6条参照)

(議員間討議)

第9条 議員は、議会の機能を最大限に発揮するため、委員会等において、積極的に議員間の討議に努めなければならない。

2 議員は、議員間の討議を通じて合意形成を図り、政策提言等を積極的に行うものとする。

(平成31年洲本市条例第1号により1条繰下げ)

【解説】

- 1 議員が、議案の審査等で議会としての機能を最大限発揮するために、議員間において活発な議論を行い、審議や議論を尽くさなければならないことを規定しています。
- 2 議員が、互いの信条や立場の違いを超えて討議を通じた合意形成を行い、議会としての政策提言等を行うよう努めなければならないこととしています。

(議員研修)

第10条 議会は、議員の政策立案能力等の向上を図るため、議員研修の充実強化に努める。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家等との議員研修会を開催することができる。

3 議長は、議員研修の計画的な実施に努めなければならない。

(平成31年洲本市条例第1号により1条繰下げ)

【解説】

- 1 議会が、議員の資質向上及び政策形成、立案能力の向上を目的とした議員研修の充実強化を図ることを規定しています。
- 2 議会が、多岐にわたる課題に対応するために専門的知識を取り入れた研修の充実を図ることができることを規定しています。

- 3 議長が、前2項の研修を計画的に実施するよう努めなければならないことを規定しています。

第3章 議会と市長等との関係

(市長等との関係の原則)

第11条 議会は、二元代表制の本旨に基づき、市長その他の執行機関及びその補助職員（以下「市長等」という。）との関係は、適切な緊張関係を保持しなければならない。

- 2 議会は、市長等が提案する重要な政策について、その政策の発生源、他の自治体の類似政策との比較検討、総合計画との整合性、財源措置、将来にわたる費用対効果等を明らかにするよう求めることができる。
- 3 市長等は、本会議及び委員会において、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。
- 4 市長等は、本会議及び委員会において、議長又は委員長の許可を得て、議員又は委員会による条例の提案、議案の修正、決議等に対して反論することができる。

(平成30年洲本市条例第13号第4項追加)

(平成31年洲本市条例第1号により1条繰下げ)

【解説】

- 1 議会が、二元代表制の下で首長と議会が相互に牽制と均衡を図ることにより緊張関係を保ち、市民福祉の向上を目指すための責務を果たしていくことを規定しています。
- 2 議会が、重要な施策が議会に提案されて審議をする課程において、その政策の発生源ほか記載の項目等について明らかにするよう市長に求めることができることを規定しています。
- 3 市長等が、会議の論点及び争点を明確にして質問内容に対してより責任を保持させるために、市長から議員へ逆質問することができることを規定しています。逆質問するに当たってはあらかじめ議長または委員長の許可を得ることを規定しています。
- 4 市長等が、議員又は委員会から提出された条例案、修正案、決議案等の政

策提案に対して、議員へ反論することができることを規定しています。反論するに当たってはあらかじめ議長または委員長の許可を得ることを規定しています。

(政策提言)

第12条 議会は、決議等による議会意思の表明により、市長等に対し積極的に政策提言を行うものとする。

(平成31年洲本市条例第1号により1条繰下げ)

【解説】

議会が、議会として意見集約が図られた事案については、議会全体の意思表示である決議等を通じて、市長等に対して積極的に政策提言を行うことを規定しています。

第4章 市民と議会との関係

(公開性の確保)

第13条 議会は、議会報、ケーブルテレビその他多様な情報伝達手段（以下「議会報その他の手段」という。）を用いて、市民に対し積極的に説明責任を果たすとともに、その保有する情報の公開に努めなければならない。

2 議会は、本会議及び全ての委員会を原則として公開する。

(平成31年洲本市条例第1号により第2項一部改正し、1条繰下げ)

【解説】

1 議会が、監視機関であるため、透明性の確保が求められていることから積極的な説明責任を果たし、市民に開かれた議会の構築をするための情報公開を図ることを規定しています。洲本市情報公開条例（平成18年洲本市条例第17号）において、市民等が公開請求を行った場合、当然のこととして議会が保有する情報は原則として公開されますが、本条では議会が自ら積極的に情

報公開を行うよう努めなければならないことを規定しています。

なお、平成24年6月以降、議会報とあわせ、ケーブルテレビで一般質問の全部を放映していますが、今後インターネット放映の可否、議会報のあり方等を含め、公開性の確保を検討する必要があります。

- 2 議会が、本会議及び各委員会を傍聴席数の許す範囲において、誰でも傍聴することができることを規定しています。その場合、傍聴人は、洲本市議会傍聴規則（平成18年洲本市議会規則第2号）第11条ないし第13条の規定を遵守しなければなりません。

なお、委員会においては、傍聴を不可とすることは、

- (1) 秘密会の議決があった場合
- (2) 守秘すべき個人情報の開示がある場合
- (3) 議員の身分に関する議題の審査の場合
- (4) その他、委員長が特に必要と認める場合

に限られます。

(広報広聴)

第14条 議会は、市民に対し議会活動に関する報告会を開催するよう努めなければならない。

- 2 議会は、必要に応じて市民の意見を聴取する場を設けることができる。

(平成31年洲本市条例第1号により1条繰下げ)

【解説】

- 1 議会が、市政の課題全般について、議員個人や会派としての見解を述べる場ではなく、議会全体として、審議の内容や過程等を説明するとともに、市民と情報や意見の交換を行う場として、議会報告会を行うよう努めることを規定しています。
- 2 議会が、市民からの請願及び陳情は原則として政策提案と位置づけ、提案者の意見を聴く機会を設けるよう努め、積極的な市民参加ができる方策を多岐にわたり講じていくことを規定しています。

ただし、市長等が行う市政の課題について市民の意見を聴取する広聴とは異なり、議決機関としての立場に留意する必要があります。

(議決責任)

第15条 議会は、議案等を議決し、自治体としての意思決定又は政策決定を行ったときは、市民に対し説明する責任を有する。

(平成31年洲本市条例第1号により1条繰下げ)

【解説】

議会在、議決責任を深く認識した上で、市民に対する情報の公開及び提供を積極的に行うとともに、説明責任を果たすことを規定しています。

第5章 政務活動費

(政務活動費)

第16条 会派は、洲本市議会政務活動費の交付に関する条例（平成18年洲本市条例第8号）第2条の規定により政務活動費の交付を受けたときは、その使途の透明性を確保するとともに、政務活動費収支報告書について、自ら説明責任を果たすよう努めなければならない。

(平成24年洲本市条例第32号本条中改正)

(平成31年洲本市条例第1号により1条繰下げ)

【解説】

会派が、政務活動費を有効に活用するとともに積極的に調査研究を行い、使途の透明性を確保して適正に執行することを規定しています。

なお、政務活動費の使途及び収支報告書のあり方等について、地方議会で相次いで起こった政務活動費の不正受給等も踏まえ、平成29年度執行分から収支報告書及び調査報告書について、閲覧制度により公開していくこととしておりますが、引き続き検討を加えていくこととしています。

第6章 議会事務局及び議会図書の体制整備

(議会事務局)

第17条 議会は、議員の政策立案能力を向上させ、議会活動の充実を図るため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備を図るものとする。

(平成31年洲本市条例第1号により1条繰下げ)

【解説】

議会在、議会の機能を補助する議会事務局の機能と専門性を充実強化するための組織体制の整備を図ることについて規定しています。

ただし、洲本市議会事務局設置条例（平成18年洲本市条例第240号）及び洲本市職員定数条例（平成18年洲本市条例第27号）の規定は遵守しなければなりません。

(議会図書)

第18条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書の充実に努め、その有効活用に努めるものとする。

(平成31年洲本市条例第1号により1条繰下げ)

【解説】

議会在、議員の政策形成及び立案能力向上のための関連図書の充実に努め、その有効活用に努めることを規定しています。

第7章 条例の位置付け及び継続的な検討

(条例の位置付け)

第19条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃するときは、この条例との整合を図るものとする。

(平成31年洲本市条例第1号により1条繰下げ)

【解説】

この条例が、洲本市議会の基本的事項（議会運営における最高規範）を定めるものであり、この条例の趣旨に反して議会に関する他の条例、規則、告示等を制定してはならないことを規定しています。

（継続的な検討）

第20条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかについて不断に評価を行い、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて適切な措置を講ずるものとする。

2 議会は、この条例を改正するときは、改正の理由を説明するとともに、議会報その他の手段を用いて市民に広報しなければならない。

（平成31年洲本市条例第1号により1条繰下げ）

【解説】

- 1 議会が、この条例の目的が達成されているかについて常に検証を行い、その結果に応じて適切な措置を講じることを規定しています。
- 2 洲本市議会会議規則（平成18年洲本市議会規則第1号）第37条第3項では「提出者の説明及び第1項における委員会への付託は、討論を用いなくて会議に諮って省略することができる。」とされていますが、本条例の改正に当たっては改正理由の説明を省略することができないことを定め、改正内容、改正理由を市民に広報しなければならないこととしています。

附 則

この条例は、平成22年3月19日から施行する。

附 則（平成24年12月17日洲本市条例第32号）

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。（平成25年洲本市議会規則第1号で、同年3月1日から施行）

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の洲本市議会基本条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成30年2月16日洲本市条例第13号）

この条例は、平成30年3月19日から施行する。

附 則（平成31年3月1日洲本市条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（洲本市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正）

- 2 洲本市議会政務活動費の交付に関する条例（平成18年洲本市条例第8号の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

【解説】

附則では、それぞれ施行期日等を定めています。